

4. 特許後のクレーム拡張について

特許取得後の製品戦略の変更、出願人・代理人等の錯誤などにより、特許されたクレームが出願人の望む権利となっていない場合があり得る。しかし、現行法上、訂正審判では特許クレームの拡張又は変更（拡張訂正）は認められていない。

本稿では、特許クレームが出願人の望む権利と異なるときに出願人が望む権利とすることができるよう、第三者の保護も考慮しつつ、一定の要件の下で、訂正審判で拡張訂正を可能とすることを提案したい。

一つの参考になるのが、一定の要件の下で特許クレームの拡張を認める米国の再発行制度である。また、あまり知られていないが、明治～大正期の日本には改訂出願という米国の再発行類似の制度が存在した。

本稿では、米国の再発行制度や日本の改訂出願の制度を調査し、参考とすることで拡張訂正の制度を検討していきたい。

<担当講師>

井上 典之 特許庁 審査第三部 有機化学 主任上席審査官

<グループメンバー（塾生）>

柏木 一浩 響国際特許事務所 弁理士

千本 潤介 特許庁 審査第四部 情報記録 審査官

二郷 正樹 株式会社日立システムズ

松田 世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士